

収 入 印 紙	契 約 書																			
	件 名 設計及び工事監理の業務委託																			
履 行 場 所																				
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで																			
契 約 代 金 額	<table><tr><td colspan="2">億</td><td colspan="2">万</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			億		万		円												
億		万		円																
その他の事項																				
上記の業務委託について、発注者と受注者は、次の各項により委託契約を締結する。 上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。 ● / ● / ● <table><tr><td rowspan="2">発注者</td><td>所 在 地</td><td colspan="2">福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>南相馬市長</td><td>門馬 和夫</td></tr><tr><td rowspan="3">受注者</td><td>所 在 地</td><td colspan="2">● ● ●</td></tr><tr><td>氏名・名称</td><td colspan="2">● ● ● ●</td></tr><tr><td>及び代表者</td><td colspan="2">● ● ● ●</td></tr></table> 印				発注者	所 在 地	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地		氏 名	南相馬市長	門馬 和夫	受注者	所 在 地	● ● ●		氏名・名称	● ● ● ●		及び代表者	● ● ● ●	
発注者	所 在 地	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地																		
	氏 名	南相馬市長	門馬 和夫																	
受注者	所 在 地	● ● ●																		
	氏名・名称	● ● ● ●																		
	及び代表者	● ● ● ●																		

(定義)

第1条 本契約において使用する用語は、本契約に別段の定めがある場合を除き、南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業（以下「本事業」という。）に関して発注者、受注者と●の間で●年●月●日付で締結された基本契約（以下「基本契約」という。）において定義された意義を有するものとする。

(契約の優先関係)

第2条 本契約と募集要項等及び本件提案との間に矛盾抵触がある場合は、本契約、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。

(委託業務の仕様等)

第3条 受注者は、募集要項等、本件提案、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 2 募集要項等、本件提案、別冊設計図書及び仕様書に明示されないもので必要ある事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。その他軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、委託料の額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 委託料の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 委託料の額が200万円未満の場合は、第1項の規定に基づく契約の保証を付すことを要しない。ただし、委託料の額の変更により変更後の委託料の額が200万円以上となった場合は、この限りでない。
 - 6 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、書面による発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第6条 発注者は、委託業務に関し、自己に代って監督又は指示をする監督員をおくことができる。

- 2 発注者は前項により監督員をおいたときは、監督員の氏名を受注者に通知しなければならない。
- 3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第7条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代って技術上の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該主任技術者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(経費・損害負担)

第10条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 本契約締結日以降に、募集要項等の定めに従い、物価等の変動に起因して設計費用又は監理費用の増加又は減少が生じた場合は、発注者受注者両者で協議の上で当該費用の負担について決定するものとする。

(検査)

第11条 受注者は、委託業務が完成したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書に成果品を添え提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に、提出された成果品について必要がある場合は現地調査を行い検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第12条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いの請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(前払) ※委託金額が130万円以上(設計、調査又は測量に係るものにあつては50万円以上)である場合に限る

第13条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とこの契約にかかる委託の期間を保証期間とし、同条第2項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、発注者に対して当該保証契約による保証金額の範囲内で、かつ、委託料の額の4割以内の額（1万円未満の端数があるときはその端数は切捨てる）の前払いの請求をすることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証契約を締結したときは、ただちに保証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 前払金の支払いは、第1項の規定による請求があった日から30日以内に行うものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第8条第1項及び第9条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる）とする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受注者は発注者に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(契約不適合責任)

第15条 受注者は、第11条第2項又は第4項の規定による引渡しの日から1年間若しくは1年間以内において委託にかかる当該部分の工事が完成した場合はその工事の完成の日まで、成果品の契約不適合責任を負うものとする。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務が完成しないとき、又は委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第5条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。
- (5) 第4項に規定する事由によらないで、契約の解除の申出があったとき。
- (6) 発注者、受注者及び●の間で締結された●年●月●日付基本協定書第●条又は●年●月●日付基本契約第●条に定める解除事由が発生したとき。
 - 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、発注者に対し、委託料の額の1/10に相当する額の違約金を支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
 - 4 受注者は、発注者が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が2/3以上減少したときは、この契約を解除することができる。
 - 5 前項の場合、受注者は、発注者に対し、損害の賠償を請求することができる。

6 測量法第57条の規定による登録の取消し、又は営業の停止を受けたとき。

(秘密の保持)

第17条 受注者は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定める。